

令和 5 年 5 月 8 日

鯖江市公立保育所・こども園・幼稚園  
保護者の皆様へ

鯖江市保育・幼児教育課長

## 令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本市の幼児教育・保育行政ならびに新型コロナウイルス感染症対策につきまして、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが、令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症に見直されることを踏まえ、令和 5 年 5 月 2 日に、こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」が改訂され、新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」が設定されました。5 月 8 日からは次のとおりとなります。保育・幼児教育施設での集団感染を防ぐため、ご協力をお願いします。

### 園児が感染した場合の「登園のめやす」について

○「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過すること」

※発症した日を 0 日とし、翌日から 1 日目と数える

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過する

症状軽快とは、解熱剤を使用していない状態で熱がないことや呼吸器症状等が改善傾向にあることを指します。医療機関の指示を仰ぎ、十分に休養してください。

鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差があるが、発症 2 日前から発症後 7～10 日間はウイルスを排出しているといわれているため、感染症対策を十分にした上で登園してください。

### 家族が感染した場合について

「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。家庭内での感染症対策をお願いします。

### 家庭での健康観察について

登園前にお子様の検温を行うとともに、体調等をご確認ください。体調不良の場合は登園を控える、医療機関を受診するなどご協力をお願いします。

【登園を控えるのが望ましい場合】

- ★ 37.5℃以上の熱・咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等の風邪の症状（個々の子どもの平熱に応じる）
- ★ 元気がなく機嫌が悪い・食欲がない・水分が摂れていないなどの体調不良
- ★ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）・匂いや味がわからない症状（嗅覚・味覚異常）

### マスクの着用について

マスクの着用は求めません。基礎疾患がある等の様々な事情により、感染に対する不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望するお子様や保護者に対しては、適切に配慮します。保育士等の職員は、個人の判断に委ねることが基本となります。